

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

特集 定年制・年金問題

その2 年金問題

3 年金改革案の内容と特徴点

年金の改革については、当面、改善すべき課題、やや長期的な展望をもって、抜本的に改革すべき諸問題をふくめて、関係審議会や研究団体、労働組合、政党からそれぞれ提案や要求が数多く出されている。こうしたなかで、当面、改善すべき課題については、関係審議会等の建議、報告書、意見、答申などをふまえて、政府からすでに法改正案が出されている。そこでこれらのうち、代表的なものをとりあげてみると、以下のとおりである。

社会保障制度審議会の建議

総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会は、七七年一二月年金改革についての考え方を「皆年金下の新年金体系」にまとめ、「政府においては、この所見に基づきすみやかに善処されるよう勧告する」と建議した。同審議会は七九年一〇月、重ねて「高齢者の就業と社会保険年金——続・皆年金下の新年金体系」を総理大臣に建議した。第一次建議の特徴は、「基本年金」の創設にあった。第二次建議は、この「基本年金」に上積みする「社会保険年金」のあり方に重点をおき、年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げなければならない背景とそのための高齢者雇用の対策、雇用政策と年金政策との連携・接続を強調しているのが特徴である。

第一次建議で提起した「基本年金」というのは、老人夫婦世帯の家計費における経常的部分のおおむね二分の一を基準とし、六五歳以上の国民にたいし、年齢のみを条件として均一の定額で支給するというものである。そのための財源は、所得型付加価値税を年金税として徴収するという考え方である。建議はこの「基本年金」の創設によって、各種公的年金につけられている二兆五〇〇〇億円ないし三兆円と見込まれる国庫負担は、とりやめられることになるので、国の財政再建にも役立つと説明している。

第二次建議は、この「基本年金」に上積みする「社会保険年金」は、「公の管理と強制加入を要件とし、おおむね拠出に応じた年金とする」とし、大要つぎのような考え方を示した。

(1)「社会保険年金」は「基本年金」のもつ一律性に弾力性を与え、かつ、それを補強するものであるが、所得比例の比重が高いために、年金水準の上昇が適度を超えることのないよう、加入年数に応じての逡減措置や上限設定について考慮を払う必要がある。

(2)「社会保険年金」には国庫負担がない。給付をまかなう財源は、拠出制保険料と積立金の運用収入が中心になる。したがって、積立金はできうる限り、有利にその運用をはかる方法を考える必要がある。

(3)支給開始年齢は六五歳とするが、坑内夫、船員のような特定の職種のものにたいしては、六〇歳とすることが妥当である。現在の在職老齢年金は、一定期間は残し、段

階的に解消させる。六五歳になれば、在職者をふくめて「社会保険年金」を支給するが、高所得者に対する支給停止、一部支給停止などの措置は、各保険制度で判断し、決定することが望ましい。

(4)世帯単位としての年金のあり方を考える以上、一世帯あたりの総年金額が、一般の生活水準からみていちじるしく高くなることは、避けなければならない。また、各世帯の家族の態様に応じた給付ということも考えなければならない。被用者年金での夫婦と単身者の受給額の割合も、再検討をおこなうべきである。

(5)「社会保険年金」への移行にあたって、既裁定年金受給者のうち、六五歳以上のものには「基本年金」が支給されるので、年金額は国庫負担分を差し引いた額とする。

さらに、第二次建議は、国民年金に関して、年金額から国庫負担分はなくなる。それでは年金としての魅力がなくなるので、所得比例制を導入する必要があると認めるときは、能力別の段階保険料を使用することも考えられる、とのべ、また、「基本年金」の創設にともない、二五年に満たない拠出制の経過年金についても、解消をはかる必要がある、としている。

ところで、女子の年金については、(1)被用者年金の老齢年金額は世帯単位となる、遺族年金の水準もこれに準じて改める必要がある。(2)離婚した婦人にたいする老齢年金については夫との婚姻期間に応じた給付を、被用者年金から離婚後に受けられるような措置を講ずること。その際、現在「カラ期間」としている婚姻期間を「実期間」として、国民年金に見合う給付を保障することが考えられる。(3)被用者の無業の妻の国民年金への任意加入制度は廃止する。その代わりに、六五歳になれば、既納分の加入期間に応じ、スライドされた国民年金の給付が、基本年金に加えて保障されるようにする、との考え方を明らかにしている。

共済年金に関しては、再配分機能の観点から、厚生年金における定額部分にあたる部分を新たに導入する必要がある。また、六五歳以上の恩給受給者は、恩給額から基本年金分を差し引く、共済年金受給者でも旧法部分については、これに見合う国庫負担分は差し引く、としている。

第二次建議は、このほか、企業年金、遺族年金のあり方、心身障害者の年金、通算年金などにもふれている。なお、年金の財政に関しては、「基本年金」の財源は、全面的な賦課主義がおこなわれることになる関係上、後世代負担とのバランスをはかるため、「社会保険年金」の保険料は、これまでよりも積立主義に重点をおく必要がある、との考え方を示している。

年金制度基本構想懇談会の報告

厚生大臣の私的諮問機関である年金制度基本構想懇談会(基本懇)は、七七年一二月、今後の高齢化社会における年金制度のあり方について、中間意見を発表した。また、基本懇は七九年四月、「わが国年金制度の改革の方向——長期的な均衡と安定を求めて」という報告書を厚生大臣に提出した。基本懇は、わが国の年金制度に関する権威、専門家の集団と位置づけられ、この報告書は、政府や経営者側からは「実現可能な」年金改革案であるとの評価を受けている。報告書は、「改革の必要性と基本的な考え方」、「改革の方向」、「改革のすすめ」の三部からなっているが、その内容については本年鑑の第三部—IV「社会保障」にゆずる。

社会保険審議会の意見

社会保険審議会の「厚生年金保険制度改正に関する意見」は、七九年九月、厚生大臣に提出さ

れた。この意見は、八〇年改定に当たって、二一項目にわたり考え方をのべているが、重点は、保障の必要性の高い世帯に重点をおいた給付改善、とりわけ遺族年金の水準引き上げにある。大要とその特徴点はつぎのとおりである。

(1)モデル年金は、加入期間の基準を三〇年に固定し、男子の平均賃金の六〇%の水準を確保する。

(2)妻の加給年金額の引き上げをおこない、夫婦世帯の年金水準の充実をはかる。

(3)過去の標準報酬月額について、三回目の再評価を提起。今後の課題として、年金額の算定にあたり、年数加算が制限されるような措置の提起。

(4)給付が重複する場合の調整、さしあたり加給年金の重複支給などについての調整。

(5)支給開始年齢の引き上げについては、この際、引き上げに着手し、長期の年月をかけて段階的に引き上げをはかるべきだとする意見と反対意見があった。

(6)在職老齢年金の支給制限は緩和すべきである。

(7)高齢加入(男四〇歳、女三五歳)の特例措置(一五年で資格取得)は、廃止の方向で検討すべきである。

(8)遺族年金については、思い切った引き上げをはかること、特に有子の寡婦、高齢寡婦に手厚い改善を加えるべきである。一方、子なし寡婦にたいする遺族年金や父母、祖父母等に支給されている遺族年金については、そのあり方の検討、見直しが必要である。

(9)物価スライド制は定着し、国民の信頼を高めているので、変動幅の基準五%にこだわらず、現行の運営によることが妥当。

(10)標準報酬月額の上下限引き上げの提起。その際、最低保障額等給付との関連、他の年金制度とのバランスを考慮。

(11)保険料負担については、段階的な引き上げをおこなうこと。また、保険料率の男女差は、これを設ける理由が乏しくなった。一定のスケジュールの下に、段階的に解消。また、保険料の負担割合変更については、意見がまとまらなかった。

(12)五人未満事業所にたいする適用拡大を推進すること、あわせて任意継続被保険者のあり方および厚生年金基金(調整年金)のあり方について検討。

(13)年金積立金の管理運用について、「すくなくとも共済組合程度の自主性を確立すべきである」こと、保険料拠出者の意向反映についてはいっそう努力が必要、さらに年金福祉事業団にたいする還元融資、貸付条件の改善、年金積立金の有利運用もいっそう努力が必要。

(14)老齢年金にたいする課税——老年者年金特別控除制度の控除限度額の引き上げと対象年齢の引き下げを要求。

(15)年金数理委員会の設置をうながし、業務処理の体制の確立、行政サービスの向上を強調。

なお、同審議会は、各項目について必ずしも明確な結論を得るにいたらなかったが、「政府は審議の経過を十分参酌しつつ、具体案を立案するよ」う要請している。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

